

令和 8 年度

高 梁 市 と 岡 山 労 働 局 に よ る
雇 用 対 策 協 定 に 基 づ く 事 業 計 画

高 梁 市
厚生労働省岡山労働局

第 1 趣旨

高梁市（以下「市」という。）と厚生労働省岡山労働局（以下「労働局」という。）は、市における雇用の促進・労働環境の改善に連携して取り組むため、令和 5 年 2 月 13 日に「高梁市と岡山労働局による雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び高梁公共職業安定所（以下「ハローワーク高梁」という。）は、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介等とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、「高梁市と岡山労働局による雇用対策協定に基づく事業計画」を策定する。

そして、各施策に対する互いの理解を深め、一体的な対策の実施により市の雇用の促進・労働環境の改善と就労支援の強化を図ることとする。

第2 令和8年度の主な雇用施策

1 連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進

(1) 市と労働局との連携窓口等

市においては産業経済部産業振興課、労働局においては職業安定部職業安定課を雇用施策の連携窓口とし、就職・就労支援をはじめとする様々な雇用対策について、情報の共有化を図るとともに、協働体制による施策の推進を図ることとする。

(2) 雇用労働施策関連情報の提供等

求職者支援制度や雇用関連助成金等の雇用労働施策について、情報提供に取り組む。

【市が実施する業務】

- ・雇用労働施策の周知等について、広報たかはし・ホームページ等の広報媒体を活用し、分かりやすく市民への情報提供に取り組む。

【労働局が実施する業務】

- ・求職者支援制度や雇用関連助成金等の雇用労働施策について、ホームページの積極的活用やマスコミを通じた情報発信に取り組む。
- ・ハローワーク高梁から市に対して雇用労働施策の情報を提供するほか、市内の事業所や経済団体、求職者に対し、所内窓口や事業所訪問時等に積極的周知を図る。

(3) 協定に基づく雇用対策の推進

市、労働局及びハローワーク高梁は、協定に基づく雇用対策を一体となって推進するにあたり、市と労働局による雇用対策協定運営協議会を設置し、事業計画の策定及び進捗状況の把握並びに事業評価及び改善策の検討を行う。

2 職業訓練のより一層の活用促進

IT 理解・活用力の習得、介護、ものづくり技術など多様な職業訓練により求職者の職業能力の向上を図り、再就職や転職に結び付けていく。

【市が実施する業務】

- ・母子家庭の母又は父子家庭の父を対象とした高等職業訓練促進給付金事業について、

市ホームページで情報発信に取り組む。

【労働局が実施する業務】

- ・ 公的職業訓練の制度や開講予定のコース概要について、労働局ホームページ等を活用し、積極的な情報発信に取り組む。
- ・ ハローワーク高梁において、開講予定の公的職業訓練の募集リーフレット等を掲示し、来所求職者に周知するとともに、職業能力の向上が再就職に有効な求職者には積極的な受講勧奨に取り組む。また、訓練開始前から修了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、再就職の実現を図る。

【目標】 職業訓練の修了3か月後の就職率：73.5%以上

3 新規学卒者等若者への就職支援

(1) 企業情報の発信等による若者と市内企業との就職マッチングの支援

若者の採用・育成に積極的な企業情報の発信、及び合同就職面接会を開催し企業と若者の就職マッチングの場を積極的に提供することにより、若者の就職を支援する。

【市が実施する業務】

- ・ 合同就職フェア開催について、広報たかはし・ホームページへの掲載、市内施設等へポスターの掲示等により企業・求職者へ周知及び参加企業の調整を行う。

【労働局が実施する業務】

- ・ ユースエール認定制度の周知を図る。
- ・ ハローワーク高梁において、合同就職フェアに参加する企業の求人確保及び求職者への参加勧奨に取り組む。
- ・ 労働局ホームページを活用し合同就職フェアの周知に取り組む。

【目標】 ユースエール認定企業：1社以上

合同就職フェア：総来場者数50人以上

(2) 新規学卒者等への就職支援

第2の就職氷河期世代をつくらないため、新規学卒者や3年以内既卒者を対象に就職

支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を行う。

【労働局が実施する業務】

- ・就職支援ナビゲーターによる未内定者、既卒者への就職支援を実施する。
- ・学生・生徒の適切な職業選択、職業意識啓発のためのセミナーを実施する。

【目標】就職支援ナビゲーターの担当者制による正社員就職率：65.9%以上

4 就職氷河期世代等の正規雇用化等の推進

就職氷河期世代を含む中高年層（35～59歳）の不安定就労者については、概して能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない。また、就職活動の度重なる失敗により自分に自信が持てない、現状維持が精一杯で今後の展望を抱けない、正社員就職を諦めているなど様々な課題を抱えている者が多い。

こうした不安定就労者一人ひとりが置かれている課題・状況等に対応するため、就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。

【労働局が実施する業務】

- ・ハローワーク高梁において、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス等、就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。

【目標】就職氷河期世代を含む中高年層（35～59歳）の不安定就労者の正社員就職
件数：76件以上

5 高齢者や障害のある方の就業機会の拡大

(1) 高年齢者の就職支援

就業機会の確保を容易にするため、高梁市シルバー人材センターの活用を促す。会員拡大及びシルバー派遣事業所等高年齢者受け入れ可能事業所の確保に取り組む。

【市が実施する業務】

- ・広報たかはし・ホームページ等の広報媒体を活用し、高梁市シルバー人材センターの周知及び会員拡大に取り組む。

【労働局が実施する業務】

- ・ハローワーク高梁において、合同就職面接会に参加する高年齢者雇用に積極的な企業の求人確保及び高年齢求職者への参加勧奨に取り組む。
- ・ハローワーク高梁において、高年齢者対象求人情報の発行等高年齢者受け入れ可能企業情報の提供による就職促進に取り組む。

【目標】 シルバー人材センター事業の就労のべ人数：13,000人以上

(2) 担い手として活躍する高齢者を増やす取組の強化

シルバー人材センターにおいて、経済的な安定に重点を置いた会員が技術を伸ばすための講習を実施し、高齢者の方が生涯現役で活躍できるよう、シルバー会員のスキルアップ、地域住民のニーズに合ったサービスを展開、会員の健康維持、多様な雇用・就業機会の提供等を図る。

【市が実施する業務】

- ・シルバー人材センターにおいて、会員のスキルアップ、地域住民のニーズに合ったサービスの展開、会員の健康維持や介護予防、多様な雇用・就業機会の提供等を図るための講習実施の支援に取り組む。

(3) 障害者の就職支援

就労を希望する障害者に対し、個々の適正な能力評価と受け入れ態勢の整備を行い、障害者の雇用の確保・拡大及び就労後の職場への定着につながるよう企業や雇用主に対し理解・啓発に努めるとともに、関係機関とのチーム支援を行い連携して障害者雇用につながる支援を行う。

また、障害者が実習や体験できる機会を増やし、障害者の就労に対する不安だけでなく企業や雇用主の雇用に関する不安を解消し、相互理解を図る。

【市が実施する業務】

- ・市、高梁市自立支援協議会主催で「職場体験会等」を開催する。

【労働局が実施する業務】

- ・障害特性に応じた雇用管理ノウハウについて、事業主向けガイドライン（独立行政法

- 人高齢・障害・求職者雇用支援機構作成の障害者雇用マニュアル等）の周知を図る。
- ・ハローワーク高梁において、関係機関との連携による「チーム支援」に取り組む。
 - ・障害者雇用に関して優良な取組を行う中小事業主への認定制度（もにす認定制度）の周知を図る。

【目標】「チーム支援」等によるハローワークを通じた就職件数：30件以上

もにす認定企業：1社以上

6 女性の活躍推進に向けた取組

(1) 女性活躍推進法の周知・啓発

女性活躍推進法に基づき、女性が活躍できる環境整備のための行動計画の策定や情報公表を促すため、市及び労働局は、説明会や広報紙、ホームページなどにより、事業主に法の周知を図る。また、女性活躍推進企業であることを示す認定制度や好事例の周知・啓発を図る。

【市が実施する業務】

- ・広報たかはし、ホームページ等の広報媒体を活用し周知・啓発を図る。

【労働局が実施する業務】

- ・令和7年6月に改正された女性活躍推進法について労働局ホームページ等を活用し周知・啓発を図る。
- ・各種説明会等において「えるぼし」、「プラチナえるぼし」及び令和8年4月から新設された「えるぼしプラス」認定を目指して取り組めるよう周知と取組勧奨を行う。
- ・改正法により、常時雇用する労働者数101人以上の事業主に男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が令和8年4月1日から義務付けられたことから、その改正内容及び要因分析と「説明欄」の活用の重要性について周知・広報等積極的に取り組むとともに、法の着実な履行のための指導を実施する。
- ・男女間賃金差異及び女性管理職比率の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善及び一層の女性の活躍促進に向けた取組を促すとともに、「女性の活躍推進企業デー

タベース」の積極的な活用勧奨を図る。

(2) 女性の就業継続と再就職の促進

女性の継続就業支援に向けて、令和7年4月から段階的に施行された改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の周知を図る。これにより、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置義務や育児休業の取得促進など、多様な就業形態を後押しするための広報周知に努める。また、未就業期間の長期化に伴う自信喪失やスキルの低下を克服するための各種セミナー等を開催することで、円滑な復職支援を図る。併せて、子育てサポート企業であることを示す認定制度について周知啓発を図る。

【市が実施する業務】

- ・令和4年度に活動宣言を行ったベビーファースト運動の周知、広報を行い、企業に対し育休取得や子育てへの理解を推進するとともに高梁市パパ・ママ・子育て応援企業登録勧奨を図る。
- ・労働者及び事業主に対して改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法を含めた育児・介護休業制度について広報たかはし等を活用し周知を図る。

【労働局が実施する業務】

- ・労働者及び事業主に対して改正を含めた育児・介護休業制度について適切丁寧な説明を行う。また、法に沿った雇用管理が行われているか調査し、法の着実な履行のための指導を実施する。
- ・関係機関と連携のうえ各種セミナー等を開催し円滑な復職支援を図る。
- ・ハローワーク高梁において就職支援セミナーを開催し、再就職支援を図る。
- ・各種説明会等において「トライくるみん」「くるみん」、「プラチナくるみん」及び「くるみんプラス」認定制度や好事例の周知・啓発を図る。

(3) 働き方改革などワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

少子高齢化や生産年齢人口の減少といった課題に対応するためには、個々のニーズに基づいて多様で柔軟な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備することが重要である。

また、産後パパ育休など男性の育休取得の普及啓発による推進や、市内事業者の「高

「高梁市パパ・ママ・子育て応援企業」への登録を通じて子どもの育ちを支える意識づくりや子育て活動への支援を推進し、男女が共に社会参加しながら仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や女性活躍の推進を目指す。

【市が実施する業務】

- ・令和4年度に活動宣言を行ったベビーファースト運動の周知、広報を行い、企業に対し育休取得や子育てへの理解を推進するとともに「高梁市パパ・ママ・子育て応援企業」への登録勧奨を図る。

【労働局が実施する業務】

- ・関連助成金の周知・利用促進、「おかやま働き方改革会議」での取組やセミナーの開催、企業訪問、助成金の周知等を通じて、事業主及び労働者の意識改革を図る。

7 医療、介護分野における人材確保支援の取組

人手不足が著しい医療・介護分野において、個々の従事者が過度な負担を負うことなく十分に力を発揮できるよう、必要な人員体制の確保と働きやすい環境を整備するため、奨学金制度や資格取得支援や市内事業所への定着・復職支援、また専門職のスキルアップ研修会の開催や業務効率化・改善の取組への支援を行う。

【市が実施する業務】

- ・医療・介護従事者の人員体制確保に向け医療機関・介護事業所と教育機関が連携して採用を強化するための奨学金制度による新規養成の取組、医療機関・介護事業所が行う定着促進、復職支援、負担軽減等の取組への支援を図る。

【労働局が実施する業務】

- ・ハローワークにおいて「介護就職デイ」（就職面接会）を開催し、必要な人員体制の確保に向けた支援を図る。
- ・岡山県看護協会、介護労働安定センターと連携し、求人情報の提供等を行う。

8 生活困窮者等の社会的自立に向けた就労支援

(1) 生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定の締結及び推進

生活困窮者自立支援法に基づく包括的な相談支援の一環として、市が支援計画を作成した早期就労が見込まれる要支援者に対し、ハローワーク高梁が網羅する求人ニーズから適性に応じた職業紹介・あっせんを実施し、就労支援の強化を図る。

また、ひとり親家庭が経済的な自立ができるよう就労支援の強化を図る。

【市が実施する業務】

- ・ 支援対象者となり得る者を支援候補者として選定し、支援計画作成の上、ハローワーク高梁に誘導する。
- ・ ハローワークの各種支援、職業訓練等へ誘導への協力を行う。
- ・ 自立相談支援事業を実施する。

【労働局が実施する業務】

- ・ 生活困窮者自立支援法による事業運営のための連携を図る。
- ・ ハローワークにおいて求人情報の提供、職業紹介・あっせんの実施による就労支援を図る。
- ・ 市が実施する自立相談支援事業と連携し、就労支援を図る。

【目標】 就労支援による被保護者就労者率：70.4%以上

ひとり親就労相談による就職率：50%以上

9 地元就職の支援

高梁川流域7市3町と労働局との連携により対面方式による合同企業説明会、就活セミナー等を開催することにより流域圏内への就職を促進する。

【市が実施する業務】

- ・ 高梁川流域合同企業説明会の開催による就職支援を図る。

【労働局が実施する業務】

- ・ 高梁川流域合同企業説明会の開催による就職促進を図る。
- ・ ハローワークにおいて説明会参加事業所の求人確保、求職者への参加勧奨を図る。

【目標】「高梁川流域合同企業説明会」総来場者数：200人以上

(10月100人、11月100人)

10 外国人の雇用環境整備の推進

生産年齢人口が減少する見込みの日本社会において外国人材が注目され、外国人労働者が増加していることを踏まえ、外国人の雇用環境整備の支援を行う。

ハローワーク高梁において日本での就労が可能な者に対し職業相談・職業紹介を実施し、事業主に対しては、事業所訪問等による助言・援助を実施する。

【市が実施する業務】

- ・外国人を対象に日本語を学びながら、参加者同士の交流や日常生活の相談の場とすることを目的に「外国人のための日本語教室」を開講し、生活環境の安定を図る。

【労働局が実施する業務】

- ・ハローワークにおいて職業相談・職業紹介を実施し就職促進を図る。
- ・ハローワークにおいて外国人受入れ事業所への雇用管理指導を実施する。

【目標】雇用管理指導のための事業所訪問：5社以上

11 雇用変動や雇用調整等に対する支援

(1) 労働者確保支援に向けた取組

高梁市企業立地促進助成金及び奨励金を活用して市内への企業誘致を推進するなど、一定規模の求人需要が発生した際に、市と労働局、ハローワーク高梁が情報共有を図り、求人職種に特化した個別面接会の開催、近隣市町村における求職者の動向等に係るデータの提供などにより、必要な人材確保を図る。

【市が実施する業務】

- ・高梁市企業立地促進助成金及び奨励金の活用を含めた企業誘致の周知を図る。
- ・企業誘致情報を取得した際には労働局・ハローワークへ情報共有の上必要な対応を図る。

【労働局が実施する業務】

- ・市内への企業誘致情報の共有により、状況に応じた情報提供、面接会等の対応を行う。